

議員提案第53号

旧優生保護法下における優生手術の被害者に対する補償等、
救済の実施による早期解決を求める意見書の提出について

このことについて、次のとおり意見書を提出するものとする。

平成30年7月3日提出

新潟市議会議員

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

佐藤 誠

串田 修平

水澤 仁

皆川 英二

小野 清一郎

渡辺 均

佐藤 耕一

佐藤 正人

五十嵐 完二

平 あや子

山 際 務

小 柳 聡

竹 内 功

旧優生保護法下における優生手術の被害者に対する補償等、
救済の実施による早期解決を求める意見書

「優生上の見地から不良な子孫の出生を防止する」と定めた旧優生保護法に基づき、1996年に同法が母体保護法に改正されるまでの約半世紀余りの間、本人同意のない強制不妊手術を含む優生手術が、国の通知や都道府県の行政措置のもと、数多く実施されてきました。旧厚生省の衛生年報等によれば、全国で約2万5,000人が不妊手術を受け、そのうち1万6,500人が本人同意のない強制手術だったとされています。また、同意とされた手術でも事実上強制的に行われたものが数多くあったとも言われています。

強制手術の被害者は、結婚が破談となったり、子どもを産む権利や育てる夢を奪われたり、健康被害を生じるなど、心身に深い傷を負っています。これは、幸福追求権を保障した憲法第13条などの侵害に当たることは明らかです。

これまで、1998年の国連の自由権規約委員会や、2016年の国連の女子差別撤廃委員会からの優生手術の被害者に対する補償措置等を求める勧告が出されてきました。しかし、国は何ら対応せず、優生手術の被害者は放置されたままでした。誤った優生思想によって国民が著しい人権侵害を受けたと認められる事態の解明と被害者の救済は、もはや放置できないことは明白です。

こうした状況を受けて、国会では、全会派から成る優生保護法下における強制不妊手術について考える議員連盟が発足し、実態調査やヒアリング、被害者や当事者団体、市民団体との連携、協力を進め、具体的な支援の仕組みを検討することとしています。

優生手術の被害者は高齢化が進み、実態解明は時間的経過とともに困難になることから、解決を急がなければなりません。過去の反省に立って、一日も早く政治的及び行政的な責任に基づく解決策を実現すべきであり、本議会は、政府と国会に対し、下記の事項の実現を強く求めるものです。

記

- 1 優生手術に関する被害者の実態の速やかな調査及び記録の適正な保存を行うこと。
- 1 全都道府県での相談窓口設置を行うなど、被害者に寄り添う対応を強化すること。
- 1 被害者に対する補償等、救済の実施による早期解決を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成30年7月3日

新潟市議会議長
永井武弘

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
厚生労働大臣
内閣官房長官

} 宛て